

大阪府規則第八十一号

大阪府環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府環境影響評価条例施行規則（平成十一年大阪府規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(責めに帰することができない事由) 第二十四条 (略) 一 (略) 二 事業者以外の者により説明会の公正・円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかであること。</p>	<p>(責めに帰することができない事由) 第二十四条 (略) 一 (略) 二 事業者以外の者により説明会の公正・円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成できないことが明らかであること。</p>
<p>第百一条の二 (略)</p>	<p>(都市計画に係る手続きの調整) 第百一条の二 (略)</p>
<p>第百一条の三 (略)</p>	<p>(事業者の行う環境影響評価との調整) 第百一条の三 (略)</p>
<p>別表第一 (第三十三条関係) 一 条例別表一の項に掲げる事業の種類 (略) 二 条例別表二の項に掲げる事業の種類 (略) 三 条例別表三の項に掲げる事業の種類 (略) 四 条例別表四の項に掲げる事業の種類 (略) 五 条例別表五の項に掲げる事業の種類 (略)</p>	<p>別表第一 (第三十三条関係) 一 条例別表の一の項に掲げる事業の種類 (略) 二 条例別表の二の項に掲げる事業の種類 (略) 三 条例別表の三の項に掲げる事業の種類 (略) 四 条例別表の四の項に掲げる事業の種類 (略) 五 条例別表の五の項に掲げる事業の種類 (略)</p>
<p>備考 三の項及び四の項の出力には、大阪府温暖化の防止等に関する条例(平成十七年大阪府条例第百号)第三十一条第一項の規定による届出に係る発電設備の出力を含まないものとする。</p>	
<p>六 条例別表六の項に掲げる事業の種類 (略)</p>	<p>六 条例別表の六の項に掲げる事業の種類 (略)</p>
<p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>
<p>七 条例別表七の項に掲げる事業の種類 (略)</p>	<p>七 条例別表の七の項に掲げる事業の種類 (略)</p>
<p>八 条例別表八の項に掲げる事業の種類 (略)</p> <p>備考 1 燃料及び原料の量の重油の量への換算に当たっては、第五号の表三の項及び</p>	<p>八 条例別表の八の項に掲げる事業の種類 (略)</p> <p>備考 1 燃料及び原料の量の重油の量への換算並びに平均排出水量の算定に当たつ</p>

四の項並びに第六号の表一の項及び三の項の対象となつた事業に係るばい煙発生施設等並びに大阪府温暖化の防止等に関する条例第三十一条第一項の規定による届出に係る発電設備の燃料及び原料の量を重油に換算した量は、これを算定しない。

2 | 平均排出水量の算定に当たつては、第五号の表三の項及び四の項並びに第六号の表一の項及び三の項の対象となつた事業に係る特定施設等の平均排出水量は、これを算定しない。

3 | 施設の増設又は施設の廃止を伴つ当該施設と同一の種類施設(ごみ処理施設及び産業廃棄物焼却施設にあつては、処理する一般廃棄物又は産業廃棄物の種類が廃止する施設と同一のものであるものに限る。)の設置(以下備考3において「更新」という。)の場合にあつては、燃料及び原料の量を重油に換算した量並びに平均排出水量とは、それぞれ増設又は更新の後に増加することとなる重油に換算された量及び平均排出水量とする。

4 | (略)

項	原料の種類	(略)
(略)	(略)	(略)
二	令別表八の項に掲げる触媒再生塔において用いられる原料	(略)
三	令別表十二の項に掲げる電気炉(アーク炉に限る。)において用いられる原料	(略)
四	令別表十三の項に掲げる廃棄物焼却炉において用いられる一般廃棄物	(略)
(略)	(略)	(略)

5 | 一の項における燃料の量の重油の量への換算については、第六号の表備考2に準ずるものとする。ただし、備考4において重油の量への換算が行われる原料を使用するばい煙発生施設等において使用される燃料の量については、重油の量への換算は行わない。

九 条例別表九の項に掲げる事業の種類

(略)

十 条例別表十の項に掲げる事業の種類

(略)

十一 条例別表十一の項に掲げる事業の種類

(略)

十二 条例別表十二の項に掲げる事業の種類

(略)

(略)

ては、第五号の表三の項及び四の項並びに第六号の表一の項及び三の項の対象となつた事業に係るばい煙発生施設等の燃料及び原料の量を重油に換算した量並びに特定施設等の平均排出水量は、これを算定しない。

2 | 施設の増設又は施設の廃止を伴つ当該施設と同一の種類施設(ごみ処理施設及び産業廃棄物焼却施設にあつては、処理する一般廃棄物又は産業廃棄物の種類が廃止する施設と同一のものであるものに限る。)の設置(以下備考2において「更新」という。)の場合にあつては、燃料及び原料の量を重油に換算した量並びに平均排出水量とは、それぞれ増設又は更新の後に増加することとなる重油に換算された量及び平均排出水量とする。

3 | (略)

項	原料の種類	(略)
(略)	(略)	(略)
二	令別表の八の項に掲げる触媒再生塔において用いられる原料	(略)
三	令別表の十二の項に掲げる電気炉(アーク炉に限る。)において用いられる原料	(略)
四	令別表の十三の項に掲げる廃棄物焼却炉において用いられる一般廃棄物	(略)
(略)	(略)	(略)

4 | 一の項における燃料の量の重油の量への換算については、第六号の表備考2に準ずるものとする。ただし、備考3において重油の量への換算が行われる原料を使用するばい煙発生施設等において使用される燃料の量については、重油の量への換算は行わない。

九 条例別表の九の項に掲げる事業の種類

(略)

十 条例別表の十の項に掲げる事業の種類

(略)

十一 条例別表の十一の項に掲げる事業の種類

(略)

十二 条例別表の十二の項に掲げる事業の種類

(略)

(略)

十三 条例別表十三の項に掲げる事業の種類

(略)

十四 条例別表十四の項に掲げる事業の種類

(略)

十五 条例別表十五の項に掲げる事業の種類

(略)

十六 条例別表十六の項に掲げる事業の種類

(略)

十七 条例別表十七の項に掲げる事業の種類

(略)

十八 条例別表十八の項に掲げる事業の種類

(略)

十九 条例別表十九の項に掲げる事業の種類

(略)

別表第二(第十六条関係)

一 条例別表一の項に掲げる事業の種類

(略)

二 条例別表二の項に掲げる事業の種類

(略)

三 条例別表三の項に掲げる事業の種類

(略)

四 条例別表四の項に掲げる事業の種類

(略)

五 条例別表五の項に掲げる事業の種類

(略)

六 条例別表六の項に掲げる事業の種類

(略)

七 条例別表七の項に掲げる事業の種類

(略)

八 条例別表八の項に掲げる事業の種類

(略)

九 条例別表九の項に掲げる事業の種類

(略)

十 条例別表十の項に掲げる事業の種類

(略)

十三 条例別表の十三の項に掲げる事業の種

類 (略)

十四 条例別表の十四の項に掲げる事業の種

類 (略)

十五 条例別表の十五の項に掲げる事業の種

類 (略)

十六 条例別表の十六の項に掲げる事業の種

類 (略)

十七 条例別表の十七の項に掲げる事業の種

類 (略)

十八 条例別表の十八の項に掲げる事業の種

類 (略)

十九 条例別表の十九の項に掲げる事業の種

類 (略)

別表第二(第十六条関係)

一 条例別表の一の項に掲げる事業の種類

(略)

二 条例別表の二の項に掲げる事業の種類

(略)

三 条例別表の三の項に掲げる事業の種類

(略)

四 条例別表の四の項に掲げる事業の種類

(略)

五 条例別表の五の項に掲げる事業の種類

(略)

六 条例別表の六の項に掲げる事業の種類

(略)

七 条例別表の七の項に掲げる事業の種類

(略)

八 条例別表の八の項に掲げる事業の種類

(略)

九 条例別表の九の項に掲げる事業の種類

(略)

十 条例別表の十の項に掲げる事業の種類

(略)

十一 条例別表十一の項に掲げる事業の種類

(略)

十二 条例別表十二の項に掲げる事業の種類

(略)

十三 条例別表十三の項に掲げる事業の種類

(略)

十四 条例別表十四の項に掲げる事業の種類

(略)

十五 条例別表十五の項に掲げる事業の種類

(略)

十六 条例別表十六の項に掲げる事業の種類

(略)

十七 条例別表十七の項に掲げる事業の種類

(略)

十八 条例別表十八の項に掲げる事業の種類

(略)

十九 条例別表十九の項に掲げる事業の種類

(略)

十一 条例別表の十一の項に掲げる事業の種類

(略)

十二 条例別表の十二の項に掲げる事業の種類

(略)

十三 条例別表の十三の項に掲げる事業の種類

(略)

十四 条例別表の十四の項に掲げる事業の種類

(略)

十五 条例別表の十五の項に掲げる事業の種類

(略)

十六 条例別表の十六の項に掲げる事業の種類

(略)

十七 条例別表の十七の項に掲げる事業の種類

(略)

十八 条例別表の十八の項に掲げる事業の種類

(略)

十九 条例別表の十九の項に掲げる事業の種類

(略)

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。